

【勤務地：東京都千代田区】

任期付職員の採用について

職種	内閣官房任期付職員（対外発信等）
職務の内容及び待遇等	1. 職務内容 （1） SNSやWebサイト等を活用した外国による情報発信に対する対応方針の企画・立案・実施 （2） 上記（1）の実施に当たり、関係省庁、民間企業等との調整事務等 2. 待遇等 （1） 一般の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。 （2） 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。
求める人材	（1） インターネット関連技術に関する高度な専門的知識を有し、SNSやWebサイト等によって発信された情報に的確に対処するための知見を有する者で、SNSやWebサイト等における情報発信や発信情報への対処を含むインターネット関連業務に関する実務経験を4年以上有する者 （2） 外国から発信された情報に適切に対応するために一定の英語能力を有する者。なお、海外勤務経験があると望ましい。
採用予定人数	1名（経験年数等に応じて補佐級又は係長級）
採用予定期間	令和6年11月1日～令和8年3月31日まで（予定） ※職務の状況によっては、任期の更新もあり得ます。（最大で通算5年）
応募資格	1 大学卒業又は同等の学歴を有すること 2 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者 3 上記「求める人材」に記載された実務経験を有すること 4 次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。 （1） 日本国籍を有しない者 （2） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 （3） 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 （4） 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 （5） 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
選考方法	一次選考：書類審査、二次選考：面接 ※書類審査の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみに、二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。

【勤務地：東京都千代田区】

<p>応募受付期間</p>	<p>(郵送の場合) 令和6年10月3日(木) 必着 (電子メールの場合) 令和6年10月3日(木) 12:00 受信分まで有効</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>(問合せフォームアドレス) https://www.cas.go.jp/form_kouhoushitsu_saiyou.html ※採用に関するお問い合わせは、上記問合せフォームにてお受けいたします。氏名、連絡先(電子メールアドレス)、項目名(任期付「対外発信等」)、質問事項を問合せフォームに記載ください。受領後、担当者よりご連絡させていただきます。(電話によるお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。)</p>
<p>応募要領</p>	<p>1. 応募方法 下記提出書類を担当あて郵送(応募締切日必着)又は電子メールで送信(応募締切日 12:00 受信分まで有効)してください。郵送の場合、封筒の表面に朱書きで『任期付「対外発信等」応募書類在中』と明記し、電子メールの場合、メールの件名は、『任期付「対外発信等」応募書類』としてください。 (応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。)</p> <p>2. 提出書類 一次選考(書類審査) ・履歴書(市販の用紙で可) ※写真貼付 ・志望理由をまとめたもの(A4縦、横書) ・これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの(A4縦、横書) (注) 専門知識、経験に関する資料、修学・資格に関する証明書類は、写しをご提出ください。英検、TOEFL、TOEIC等、各種語学検定を受けている者は、受験年月日と結果得点を履歴書に記入して下さい。</p> <p>3. 提出先 (郵送の場合) 〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣官房内閣広報室 総務担当 (電子メールの場合) g.naikou.soumu.s3m@cas.go.jp (アットマークは@に置き換えて下さい。) ※履歴書、職務経歴書のファイル名は、「履歴書(氏名)」、「職務経歴書(氏名)」とし、ファイル形式はワード、エクセル又はPDFのいずれかとなります。</p>
<p>備考</p>	<p>1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職する必要があります。(休職は不可) 2. 採用内定者には、健康診断を受診(自己負担により任意の医療機関で実施)していただきます。 3. 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することになりますので、あらかじめカードの取得手続きをお願いします。</p>